

# 第1010回教育委員会

平成27年4月24日  
県庁舎教育委員室

1 開 会 午前10時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

(1) 平成27年3月高等学校卒業者の就職内定状況(3月末現在)

(高校教育課)

5 議 題

議第1号 山形県朝日少年自然の家に係る指定管理者の募集について  
(総務課/文化財・生涯学習課)

議第2号 山形県青年の家に係る指定管理者の募集について  
(文化財・生涯学習課)

議第3号 山形県体育館及び山形県武道館に係る指定管理者の募集につい  
て (スポーツ保健課)

議第4号 山形県あかねヶ丘陸上競技場に係る指定管理者の募集について  
(スポーツ保健課)

議第5号 平成27年度山形県教科用図書選定審議会委員の任命について  
(義務教育課)

議第6号 教職員の人事について (総務課教職員室)

6 閉 会

平成27年4月24日  
教育庁・総務部

## 平成27年3月高等学校卒業者の就職内定状況（3月末現在）

※内定率は過去最高の99.4%となった。（記録が残る平成14年3月卒業者以降）

	希望者数（人）			内定者数（人）			内定率（%）			未内定者数（人）		
	県内	県外	合計	県内	県外	合計	県内	県外	合計	県内	県外	合計
本年	2,469	685	3,154	2,450	684	3,134	99.2	99.9	99.4	19	1	20
公立	1,634	497	2,131	1,623	496	2,119	99.3	99.8	99.4	11	1	12
私立	835	188	1,023	827	188	1,015	99.0	100.0	99.2	8	0	8
村山	1,169	148	1,317	1,155	148	1,303	98.8	100.0	98.9	14	0	14
最上	155	65	220	153	65	218	98.7	100.0	99.1	2	0	2
置賜	465	144	609	465	144	609	100.0	100.0	100.0	0	0	0
庄内	680	328	1,008	677	327	1,004	99.6	99.7	99.6	3	1	4
前年	2,434	713	3,147	2,416	710	3,126	99.3	99.6	99.3	18	3	21
対前年比	35 ▲	28 ▲	7	34 ▲	26 ▲	8	▲ 0.1	0.3	0.1	1	▲ 2	▲ 1

\* 本調査には、縁故・自営・公務員を含んでいる。内定率の増減はポイント数である。

## 議第 1 号

### 山形県朝日少年自然の家に係る指定管理者の募集について

山形県朝日少年自然の家に係る指定管理者を次のとおり募集する。

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県朝日少年自然の家
- (2) 所在地 山形県西村山郡大江町大字左沢字楯山 2523 番地の 5

#### 2 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

#### 3 申請者に必要な資格

法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 県税、法人税、消費税等の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 山形県内に主たる事務所を有するものであること。
- (6) 指定管理者に応募した法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

#### 4 申請書の受付期間及び受け付け方法

- (1) 受付期間 平成 27 年 6 月 9 日（火）から同年 7 月 21 日（火）まで
- (2) 受付方法 山形県教育庁文化財・生涯学習課に持参又は郵送すること。

#### 提 案 理 由

山形県朝日少年自然の家の効果的、効率的な管理運営が行えるよう平成 28 年 4 月から指定管理者制度を導入するため、指定管理者の募集について提案するものである。

平成 27 年 4 月 24 日提出

山形県教育委員会  
教育長 菅 野 滋

<別添資料>

## 山形県朝日少年自然の家指定管理者公募について

### ◆施設概要

#### 1 設置目的

団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図る。

#### 2 施設面積など

敷地面積 79,620.91 m<sup>2</sup>

建 物 鉄筋コンクリート造、3階建 延床面積 3,625.12 m<sup>2</sup>

#### 3 利用時間及び休館日（指定管理者が行う管理の基準）

※利用時間及び休館日は、この基準の範囲内で、あらかじめ教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めることになる。

利用時間 午前9時～午後9時（午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで）

休 館 日 次に掲げる日以外の日は、休館日としないこと。

①国民の祝日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）

②12月29日から翌年の1月3日までの日

③毎月の第3日曜日（国民の祝日（7月にあるものに限る。）の前日を除く。）

④月曜日（毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日（4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。）及び4月30日から5月2日までの日を除く。）

#### 4 利用者数及び使用料等収入の実績

平成22年度：29,341人 291,150円 ※施設使用料のみ

平成23年度：32,400人 1,964,450円

平成24年度：31,124人 1,663,085円

平成25年度：26,257人 1,391,610円

平成26年度：28,341人 1,669,898円

#### 5 現在の管理運営体制

職 員 数：職員8名、日々雇用職員1名、宿直代行員2名

### ◆指定管理者公募

#### 1 指定期間：3年

#### 2 応募資格：議案書のとおり

#### 3 委託業務（債務負担行為の限度額 132,000千円／3ヵ年）

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務（保守管理業務、清掃、保安警備等）

(2) 施設の運営に関する業務（利用者の研修等のための便宜の供与、野外活動等の実施等）

(3) 施設及び設備の利用の許可に関する業務（利用の許可、許可に付した条件の変更等）

(4) 利用者の指導に関する業務（企画事業の実施、県主催事業の実施支援等）

#### 4 選定のスケジュール（予定）

①教育委員会へ指定管理者「募集」を付議 4月24日（金）

②募集要項審査委員会 6月1日（月）

③募集要項等の配付 6月9日（火）～7月14日（火）

④質問書の受付 6月9日（火）～7月14日（火）

⑤現地説明会の開催 6月下旬

⑥申請書類の提出期限 7月21日（火）

⑦事務局ヒアリング 7月中

⑧選定審査委員会 7月中旬～下旬

⑨候補者の選定 8月

⑩指定管理者の議決（県議会9月定例会） 10月

⑪教育委員会へ指定管理者「指定」を付議 10月

⑫指定管理者との協定締結 1月

## 指定管理者制度について

### 1. 制度概要

- 住民サービスの向上や施設の効果的・効率的な運営を図るため、民間事業者を含む地方公共団体が指定する団体（指定管理者）に公の施設の管理を行わせる制度
- 本県では平成18年4月1日から制度導入し、平成27年4月1日現在、140施設に導入
- 教育委員会所管施設では、現在、5施設に制度を導入しており、来年度から新たに「山形県朝日少年自然の家」に制度を導入したいと考えている。

	施設名	指定管理者	指定期間
①	山形県朝日少年自然の家	新規募集	
②	山形県青年の家	山形県青年の家管理企業体 代表: (株)山形ビルサービス 構成: (株)天童給食センター、(株)野川ガス住宅設備	H25. 4. 1 ~ H28. 3. 31 (H22年度～導入)
③	山形県体育館	(公財) 山形市体育協会	H25. 4. 1 ~ H28. 3. 31 (H22年度～導入)
④	山形県武道館		
⑤	山形県あかねヶ丘陸上競技場	(公財) 山形市体育協会	H25. 4. 1 ~ H28. 3. 31 (H22年度～導入)
⑥	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館	高島町	H27. 4. 1 ~ H30. 3. 31 (H18年度～導入)

### 2. 手続き

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| ① 指定管理者の募集    | (教育委員会)         |
| ② 募集要項の審査     | (教育庁指定管理者審査委員会) |
| ③ 公募の実施       | (教育委員会)         |
| ④ 申請書の提出      | (申請者 → 教育委員会)   |
| ⑤ 候補者選定の審査    | (教育庁指定管理者審査委員会) |
| ⑥ 候補者の選定      | (教育委員会)         |
| ⑦ 議案作成に際しての意見 | (教育委員会 → 知事)    |
| ⑧ 議案の提出       | (知事 → 県議会)      |
| ⑨ 議会の議決       | (県議会)           |
| ⑩ 指定管理者の指定    | (教育委員会)         |
| ⑪ 指定の公示       | (教育委員会)         |

### 3. 教育委員会に付議する事項

- 指定管理者の募集 (上記2の①)
- 議案作成に際しての意見 (上記2の⑦)
- 指定管理者の指定 (上記2の⑩)

## 議第 2 号

### 山形県青年の家に係る指定管理者の募集について

山形県青年の家に係る指定管理者を次のとおり募集する。

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県青年の家
- (2) 所在地 山形県天童市小路一丁目7番8号

#### 2 指定の期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 県税、法人税、消費税等の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 山形県内に主たる事務所を有するものであること。
- (6) 指定管理者に応募した法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

#### 4 申請書の受付期間及び受け付け方法

- (1) 受付期間 平成27年6月9日（火）から同年7月21日（火）まで
- (2) 受付方法 山形県教育庁文化財・生涯学習課に持参又は郵送すること。

#### 提 案 理 由

平成22年4月から導入されている指定管理者制度を継続し、山形県青年の家の効果的、効率的な管理運営が行えるよう、指定管理者の募集について提案するものである。

平成27年4月24日提出

山形県教育委員会  
教育長 菅 野 滋

<別添資料>

山形県青年の家指定管理者公募について

◆施設概要

1 設置目的

団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図る。

2 施設面積など

敷地面積 9,419.19 m<sup>2</sup>

建 物 鉄筋コンクリート造、3階建 延床面積 3,676.60 m<sup>2</sup>

3 利用時間及び休館日（指定管理者が行う管理の基準）

※利用時間及び休館日は、この基準の範囲内で、あらかじめ教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めることになる。

利用時間 午前9時～午後9時（午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで）

休 館 日 次に掲げる日以外の日は、休館日としないこと。

①国民の祝日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）

②12月29日から翌年の1月3日までの日

4 利用者数及び利用料金等収入の実績

平成22年度：15,221人 7,008,640円

平成23年度：16,510人 7,929,291円

平成24年度：20,792人 11,850,045円

平成25年度：18,140人 10,041,476円

平成26年度：15,503人 8,256,155円

5 現在の管理運営体制

県職員数：職員5名、嘱託職員1名

指定管理者：山形県青年の家管理企業体（H22～） 職員数：職員6名

◆指定管理者公募

1 指定期間：3年

2 応募資格：議案書のとおり

3 委託業務（債務負担行為の限度額 124,000千円／3ヵ年）

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務（保守管理業務、清掃、保安警備等）

(2) 施設の運営に関する業務（利用者の研修等のための便宜の供与等）

(3) 施設及び設備の利用の許可に関する業務（利用の許可、許可に付した条件の変更等）

4 選定のスケジュール（予定）

①教育委員会へ指定管理者「募集」を付議 4月24日（金）

②募集要項審査委員会 6月1日（月）

③募集要項等の配付 6月9日（火）～7月14日（火）

④質問書の受付 6月9日（火）～7月14日（火）

⑤現地説明会の開催 6月下旬

⑥申請書類の提出期限 7月21日（火）

⑦事務局ヒアリング 7月中

⑧選定審査委員会 7月中旬～下旬

⑨候補者の選定 8月

⑩指定管理者の議決（県議会9月定例会） 10月

⑪教育委員会へ指定管理者「指定」を付議 10月

⑫指定管理者との協定締結 1月

## 議第 3 号

### 山形県体育館及び山形県武道館に係る指定管理者の募集について

山形県体育館及び山形県武道館に係る指定管理者を次のとおり募集する。

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県体育館及び山形県武道館
- (2) 所在地 山形県山形市霞城町1番2号

#### 2 指定の期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 県税、法人税、消費税等の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 山形県内に主たる事務所を有するものであること。
- (6) 指定管理者に応募した法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

#### 4 申請書の受付期間及び受け付け方法

- (1) 受付期間 平成27年6月9日（火）から同年7月21日（火）まで
- (2) 受付方法 山形県教育庁スポーツ保健課に持参又は郵送すること。

#### 提 案 理 由

平成22年4月から導入されている指定管理者制度を継続し、山形県体育館及び山形県武道館の効果的、効率的な管理運営が行えるよう、指定管理者の募集について提案するものである。

平成27年4月24日提出

山形県教育委員会  
教育長 菅 野 滋



<別添資料>

山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者公募について

◆施設概要

1 設置目的

体育の普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。

2 施設面積など

敷地面積 14,286.37 m<sup>2</sup> (山形市からの無償使用貸借)

建 物 体育館 主競技場：鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階・地下1階  
延床面積 6,980.04 m<sup>2</sup>

小競技場：鉄骨造平屋建 延床面積 905.55 m<sup>2</sup>

武道館 : 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階

延床面積 1,504.27 m<sup>2</sup>

3 現在の開館時間及び休館日

開館時間 午前9時～午後9時

休 館 日 毎月第3月曜日 (その日が国民の祝日にあたるときはその直後の平日)  
年未年始 (12月29日～翌年の1月3日)

4 利用者数及び利用料収入の実績

平成22年度：114,177人 12,995,160円

平成23年度：100,714人 11,743,630円 (※震災の影響で4/1～6/12休館)

平成24年度：119,147人 14,308,000円

平成25年度：124,369人 13,695,080円

平成26年度：132,604人 13,596,060円(見込)

5 現在の管理運営体制

指定管理者 公益財団法人山形市体育協会 (H22～)

現在の管理運営体制 職員2名、嘱託職員5名、契約職員4名

◆指定管理者公募

1 指定期間：3年

2 応募資格：議案書のとおり

3 委託業務 (債務負担行為の限度額 109,000千円/3ヵ年)

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (保守管理業務、清掃、保安警備等)

(2) 施設の運営に関する業務 (利用料の徴収等)

(3) 施設又は設備の使用の許可に関する業務 (使用許可、利用料の減免等)

4 選定のスケジュール (予定)

①教育委員会へ指定管理者「募集」を付議 4月24日(金)

②募集要項審査委員会 6月1日(月)

③募集要項等の配付 6月9日(火)～7月14日(火)

④質問書の受付 6月9日(火)～7月14日(火)

⑤現地説明会の開催 7月上旬

⑥申請書類の提出期限 7月21日(火)

⑦事務局ヒアリング 7月中

⑧選定審査委員会 7月中旬～下旬

⑨候補者の選定 8月

⑩指定管理者の議決 (県議会9月定例会) 10月

⑪教育委員会へ指定管理者「指定」を付議 10月

⑫指定管理者との協定締結 1月

## 議第 4 号

### 山形県あかねヶ丘陸上競技場に係る指定管理者の募集について

山形県あかねヶ丘陸上競技場に係る指定管理者を次のとおり募集する。

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県あかねヶ丘陸上競技場
- (2) 所在地 山形県山形市あかねヶ丘二丁目4番1号

#### 2 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 県税、法人税、消費税等の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 山形県内に主たる事務所を有するものであること。
- (6) 指定管理者に応募した法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

#### 4 申請書の受付期間及び受け付け方法

- (1) 受付期間 平成27年8月18日（火）から同年9月29日（火）まで
- (2) 受付方法 山形県教育庁スポーツ保健課に持参又は郵送すること。

#### 提 案 理 由

平成22年4月から導入されている指定管理者制度を継続し、山形県あかねヶ丘陸上競技場の効果的、効率的な管理運営が行えるよう、指定管理者の募集について提案するものである。

平成27年4月24日提出

山形県教育委員会  
教育長 菅 野 滋

<別添資料>

山形県あかねヶ丘陸上競技場の指定管理者公募について

◆施設概要

1 設置目的

体育の普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。

2 施設面積など

敷地面積 73,175.45 m<sup>2</sup>

グラウンド面積 24,279.08 m<sup>2</sup>

(内訳：トラック 7,948.94 m<sup>2</sup>、フィールド 15,610.14 m<sup>2</sup>、風除室 720.00 m<sup>2</sup>)

3 現在の開場時間及び休場日

開場時間 午前9時～午後9時

休場日 年未年始(12月29日～翌年の1月3日)

4 入場者数及び使用料収入の実績

平成22年度：110,677人 5,288,760円

平成23年度：118,051人 5,582,520円

平成24年度：117,725人 5,888,120円

平成25年度：109,322人 6,000,010円

平成26年度：119,756人 6,058,070円(見込)

5 現在の管理運営体制

指定管理者 公益財団法人山形市体育協会(H25～)

現在の管理運営体制 職員1名、嘱託職員4名、契約職員2名

◆指定管理者公募

1 指定期間：5年

2 応募資格：議案書のとおり

3 委託業務(債務負担行為の限度額 109,000千円/5ヵ年)

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務(保守管理業務、清掃、保安警備等)

(2) 施設の運営に関する業務(利用料の徴収等)

(3) 施設又は設備の使用の許可に関する業務(使用許可、使用料の減免等)

4 選定のスケジュール(予定)

①教育委員会へ指定管理者「募集」を付議 4月24日(金)

②募集要項審査委員会 6月1日(月)

③募集要項等の配付 8月18日(火)～9月24日(木)

④質問書の受付 8月18日(火)～9月24日(木)

⑤現地説明会の開催 9月上旬

⑥申請書類の提出期限 9月29日(火)

⑦事務局ヒアリング 10月中

⑧選定審査委員会 10月中旬～下旬

⑨候補者の選定 11月

⑩指定管理者の議決(県議会12月定例会) 12月

⑪教育委員会へ指定管理者「指定」を付議 12月

⑫指定管理者との協定締結 3月